

答申第 1101 号

諮問第 1759 号

件名：用地造成事業西尾次世代産業地区整地工事の契約書の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県公営企業管理者（以下「公営企業管理者」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表の 2 欄に掲げる部分のうち技術提案内容を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 5 年 5 月 2 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、公営企業管理者が令和 5 年 5 月 16 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書開示請求書には「西尾市^{まだらめ}瀬戸地区工業用地の造成工事

に関し、県企業庁と特定建設工事共同事業体が締結した造成工事の契約書」と記載されており、また、審査請求人に連絡を取った結果、かがみ、特に定めた条項、技術提案特記仕様書及び技術提案書を求める旨が確認できたことから、令和元年 11 月 25 日に契約された「用地造成事業 西尾次世代産業地区 整地工事」の契約書のうち、かがみ、特に定めた条項、技術提案特記仕様書及び技術提案書を請求内容に合致する文書として特定した。

このうち、開示しないこととした部分は、請負者である共同企業体の代表者及び構成員の代表者印の印影及び入札参加申込者から提出された技術提案書の技術提案内容（以下「本件不開示部分」という。）である。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、全部開示を求めており、また、理由付記について違法である旨を主張しており、行政文書の特定については主張していないことから、本件審査請求の対象となる部分は、条例第 7 条

第3号イに該当するとした本件不開示部分であると解されるため、以下本件不開示部分を開示しないこととした理由及びその付記について述べる。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 法人の印影について

法人の印影は、本件契約書に押印された請負者である共同企業体の代表者及び構成員の代表者印の印影であり、当該法人が内部情報として管理するものである。

仮に法人の代表者印の印影を公にした場合、他者に対し内部管理情報を広く公にすることとなり、偽造等の悪用によって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、法人の印影は、条例第7条第3号イに該当する不開示情報である。

イ 技術提案内容について

技術提案内容は、後に請負者となる入札参加申込者が申し込んだ際に合わせてなされた技術提案であり、愛知県企業庁総合評価落札方式競争入札試行要領内規に基づき、履行の確保のために契約書に添付された技術提案書のうち、技術提案の内容が分かる部分である。

技術提案内容として不開示とした部分には、本件工事を落札するために請負者が今まで蓄積してきたノウハウ、技術力等を駆使して、有効と考える技術や作業の目的、具体的な施工方法、効果、根拠、実施範囲及び履行確認方法が詳細かつ具体的に記載されており、内容はもちろんのこと、その取りまとめ方や添付資料においても、請負者の独自の発想・工夫が反映されている。

仮に請負者の技術提案内容を公にした場合、請負者が今まで蓄積してきたノウハウ、技術力や独自の発想・工夫等が公になり、以後の類似の入札において、他社が請負者の提案内容を模倣して技術提案を作成することが可能となり、請負者が競合他社との競争上劣後するおそれがあるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、請負者の技術提案内容は、条例第7条第3号イに該当する不開示情報である。

(4) 本件一部開示決定通知書における理由付記について

審査請求人は、審査請求書において、本件行政文書一部開示決定処分における理由は、単に不開示とする条文及びその条文を引用しているのみであることから処分の理由を書面で示さなければならないとする規定を満たしていない旨を主張しているが、本件一部開示決定通知書には、開示しないこととした根拠規定だけでなく、当該規定を適用する理由について記載されているところ、これらの記載と本件行政文書の開示部分の記載内容に

照らせば、不開示部分が条例第7条第3号イに該当することの根拠を了知し得るものであることから、理由付記は適法に行われている。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、令和元年に実施機関と請負者の間で契約した用地造成事業西尾次世代産業地区整地工事の契約書のうち、かがみ、特に定めた条項、技術提案特記仕様書及び技術提案書である。

実施機関は、別表の2欄に掲げる部分を同表の3欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、実施機関が不開示とした部分のうち技術提案内容の開示を求める旨を主張していることから、当該部分の不開示情報該当性について、以下検討する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

実施機関によれば、技術提案内容は、本件工事を落札するために請負者が今まで蓄積してきたノウハウ、技術力等を駆使して、有効と考える技術や作業の目的、具体的な施工方法、効果、根拠、実施範囲及び履行確認方法が詳細かつ具体的に記載されており、内容はもちろんのこと、その取りまとめ方や添付資料においても、請負者の独自の発想・工夫が反映されており、仮に請負者の技術提案内容を公にした場合、請負者が今まで蓄積してきたノウハウ、技術力や独自の発想・工夫等が公になり、以後の類似の入札において、他社が請負者の提案内容を模倣して技術提案を作成することが可能となり、請負者が競合他社との競争上劣後するおそれがあるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

一方、審査請求人は、反論書において、解散することを前提とした企業体であることから「競争上の地位」を害する相手はいない旨主張する。

この点について当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、契約の請負者は解散を前提とする共同企業体ではあるものの、それを組織する構成員が、今まで蓄積してきたノウハウ、技術力等を駆使し、詳細かつ具体的に本件工事において有効と考える技術等を本件行政文書に記載していることから、条例第7条第3号イに該当する不開示情報であるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、実施機関の主張するおりの内容が記載されており、公にすることとなれば、他社が請負者の提案内容を模倣して技術提案を作成することが可能となり、請負者を組織する各構成員において競合他社との競争上劣後するおそれがあるなど、当

該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、技術提案内容は条例第7条第3号イに該当する。

(4) 本件一部開示決定通知書における理由付記について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、本件行政文書一部開示決定処分における理由が単に不開示とする条文及びその条文を引用しているのみであることから処分の理由を書面で示さなければならないとする規定を満たしていない旨を主張している。

この点、当審査会において本件一部開示決定通知書の記載を確認したところ、不開示とした根拠規定のほか、不開示とした部分及びその理由が審査請求人において了知し得る程度に示されており、本件一部開示決定の理由付記に不備があるとは認められない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定
用地造成事業西尾次世代産業地区整地工事の契約書のうち、かがみ、特に定めた条項、技術提案特記仕様書及び技術提案書	法人の印影及び技術提案内容	条例第7条第3号イに該当

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
5 . 9 . 26	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 1 . 4	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
6 . 1 . 29 (第 678 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6 . 3 . 12 (第 681 回審査会)	審議
6 . 4 . 25	答申